

千葉県報

号外
令和5年4月18日

号外第49号

主 要 目 次
選挙管理委員会告示
○ 八千代市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する
裁決

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三十五号

令和五年二月十七日付けをもって八千代市八千代台北九一九一―三ゾエル八千代二〇三号室田端善人から提出のあった令和四年十二月十八日執行の八千代市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。
令和五年四月十八日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

裁 決 書

千葉県八千代市八千代台北九一九一―三ゾエル八千代二〇三号室
審査申立人 田端 善人

上記審査申立人から、令和5年2月17日付けをもって提起された令和4年12月18日執行の八千代市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

事 案 の 概 要

1 事案の要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、令和4年12月18日執行の八千代市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）について、同月30日に八千代市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は令和5年1月27日にこの異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をし、同月29日に申立人に対して決定書を交付した。
申立人は原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

2 前提事実

市町村の議会の議員又は市町村長の選挙に係る選挙公報は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第172条の2の規定による任意制選挙公報であり、公選法第167条から第171条までの規定に準じて、条例の定めるところにより発行できることとされている。

八千代市では、八千代市選挙公報の発行に関する条例（昭和60年八千代市条例第25号。以下「条例」という。）を定めており、その配布方法については、条例第5条で「選挙公報は、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。」と規定しており、また、第7条では「この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行の手続に関し必要な事項は、委員会が別に定める。」と規定している。

さらに、具体的な配布方法については、八千代市選挙公報の発行に関する規程（昭和61年八千代市選管規程第2号。以下「規程」という。）第13条で「条例第5条の規定による選挙公報の配布は、委員会が指定する新聞折り込みの方法により行うものとする。ただし、当該新聞について未購読の選挙人に対しては、選挙公報を容易に入手することができるよう補充する措置を講ずるものとする。」と規定している。
本件選挙では、これらの規定に基づき選挙公報が発行された。

3 事実経過

令和4年12月11日 本件選挙の告示

同日 各候補者から選挙公報掲載申請を受付、受理

同日 17時15分に、各候補者の掲載文を選挙公報に掲載する

同日 順序を定めるくじを行い、順序を決定

同日 20時頃に、原稿校正が完了し、当該選挙公報に係るデータを市ホームページに掲載

令和4年12月12日 夕方に、印刷を委託した業者から選挙公報が納品

令和4年12月13日 市内4箇所全ての期日前投票所に選挙公報を備え置くとともに、市役所、支所、図書館、公民館等の公共施設31箇所に加え、市内にある駅7箇所全てに選挙公報を配架又は備え置く。

令和4年12月14日 朝日新聞、産経新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、千葉日報、東京新聞の朝刊に選挙公報を折込むとともに、新聞未購読世帯で今までに申出があり、登録した世帯に対し、選挙公報を戸別配布

令和4年12月18日 本件選挙を執行

当事者の主張の要旨

1 申立人の主張

本件選挙で発行された任意制選挙公報は、公選法第167条から第171条までの規

令和5年4月18日（火曜日）

千葉県報

定に準じて発行されなければならないと定められており、その発行方法は公選法第170条1項に基づいて定められた条例第5条のとおり、有権者各世帯に対して選挙日前日までに配布する必要があるものの、配布されなかった。

公選法第170条2項で、有権者各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、予め都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報を配布すべき日までに新聞折り込みその他これに準ずる方法による配布を行うことにより、規定による配布に代えることが出来る、としているのは、新聞折り込み及び公共施設に備え置くことで良いとする、配布方法の選択肢として示されているのではない。

本件選挙では、有権者各世帯への配布が困難であるとする合理的理由もなく、選挙公報仕上がりから投票日前日までの6日間、大きな余地を残したまま規程第13条により、公共施設に備え置くと共に、新聞折込及び申出のあった世帯のみを対象として選挙公報を配布した。

公選法で、配布できる文書図画が大きく制限される中、規程によって選挙公報を新聞契約世帯及び申し出のあった世帯にのみ配布する点、重要な判断材料となる選挙公報が多数の有権者世帯に配布されなかったために公正な選挙が妨げられた点が公選法第170条に違反している。

なお、この違反により直接的な影響を受けるのは、選挙当日有権者が165,587人の中で、2022年の新聞定期購読率を参考として影響対象有権者数を約41.7%と仮定した場合には、約69,050人の有権者に影響を及ぼしていることになり、さらに調査結果として確認出来る、選挙の際に参考にするメディアとして選挙公報とする割合30.8%を適用した場合には約21,267人の有権者に影響を及ぼしていることになる。

一方で今回の選挙結果は、最下位当選人と次点の得票差が109票であり、一位得票数は3,729票、最下位得票数は123票となっているため、再選挙によって選挙の結果に異動を及ぼすと想定することも理にかなう。

よって本件選挙を無効として、選挙公報の原則有権者各世帯配布での再選挙の実施を申し立てる。

2 市委員会の主張

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定による「選挙の規定に違反する」ときであり、かつ、その違反が「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」場合である。

申立人は、選挙公報が各世帯へ配布されていないことが公選法に違反していると主張するが、当委員会は、公選法に準じて制定された条例及び同条例に基づき制定された規程の定めにより、選挙公報の新聞折込み配布を行っており、さらに新聞未購読世帯に対しては、ポスティングによる戸別配布に加え、選挙人が選挙公報を容易に入手すること

ができるよう多様な補完措置を講じているとともに、市ホームページへの掲載による情報提供を行うなど本件選挙に係る一連の選挙公報の発行手続は適法に行われており、法令等に照らし、選挙の管理執行手続に関する規定に何ら違反する事実はない。

これに対し、申立人は、単に自らの主観的な主張を述べることと異なり、特段これらの手続きを否定する事実も示しておらず、到底その主張を認めることはできない。

次に、申立人は、各世帯に選挙公報が配布されていない一事をもって、公正な選挙が妨げられ、有権者及び候補者の参政権までもが妨げられたと選挙無効を主張するが、選挙公報を入手しようと思えば容易に入手することができる措置を講じていたのは前述のとおりであり、そもそも選挙において、選挙人が候補者を選択する基準は多種多様であって、選挙公報もその一つであるが、「選挙において、個々の選挙人の候補者の選択、投票意思の決定がいかなる要因によって行われるかは、各人各様」（昭和39年12月10日最高裁判所判決）であり、選挙人がどのような基準・判断で投票行動をとるのかは各人それぞれである以上、選挙公報を判断材料とするかは選挙人の自由な判断によるところである。

さらに付け加えるならば、本件選挙における選挙人の投票行動は、自己の自由な意思に基づき投票を選択できる状況にあり、選挙人の自由な判断を阻害し、選挙の自由公正の原則が投却されるような事実はないことから、申立人の主張に理由がないのは明らかである。

したがって、本件選挙における選挙公報の発行手続に「選挙の規定に違反する」事実がない以上、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」がないのは明らかと言えるが、例えば、仮に規定違反があった場合であっても「選挙の結果に異動を及ぼす虞」に該当するには、主観的な可能性では足りず、客観的なものでなければならぬにもかかわらず、そのことを立証する責任のある申立人からは、それらを裏付ける客観的な事実が示されていないことから、いずれの主張も「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」事由に該当しないのは明らかである。

以上のことから、申立人の主張には理由がないため、本件審査申立てを棄却する裁決を求めらる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、市委員会から弁明書及び証拠書類を、申立人から反論書をそれぞれ徴するなど、慎重に審理し、その結果は、次のとおりである。

1 判断基準について

およそ選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関

が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」（最高裁判所昭和61年2月18日判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所昭和29年9月24日判決）とされている。

もつとも、上記可能性は、主観的な可能性ではなく、客観的なものでなければならず、また、異動の可能性のあるような違法があつても、具体的事実につき異動を及ぼすことがなかったことが充分立証される場合は、異動を及ぼすおそれがない場合と考えるべきである（「逐条解説公職選挙法（下）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範」1, 790ページ参照）。

そして、これらの無効原因及び選挙の結果に異動を及ぼすおそれに該当する事實は、選挙の無効を主張する申立人において立証する責任がある（最高裁判所昭和23年7月29日判決）。

そこで、当委員会は、こうした観点から、本件選挙が無効とされる場合に該当するか否かについて検討した。

2 当委員会の判断

(1) 「選挙の規定に違反すること」について

申立人は、本件選挙において有権者各戸世帯への配布が困難とする合理的理由もなく、新聞折込み等により選挙公報を配布したことが公選法第170条に違反していると主張する。

しかし、本件選挙の選挙公報は、申立人が主張するように任意制選挙公報であり、公選法第170条が直ちに適用されるものではなく、公選法に準じて制定された条例及び同条例に基づく規程に基づいて配布されるものである。本件選挙では、規程第13条の規定に基づき、新聞折込みによる配布に加え、新聞未購読世帯に対する補完措置として、事前に登録した世帯へのボスメインズによる戸別配布、公共施設等への備え置き、市ホームページへの掲載を行つており、選挙の管理執行手續に関する規定に何ら違反する事實は認められない。

なお、本件選挙の選挙公報は任意制選挙公報ではあるが、公選法第170条違反があるかについても、念のため以下検討する。

公選法第170条では、各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことができる」とされている。そして、「特別の事情がある」市町村とは、「大都市及びその周辺地域等において、急激な人口の変動、居住態様の複雑化等によって、多くの市町村で通常行われているような職員又は自治会、行政協力員等の自治組織の協力によ

る有権者の各世帯への配布等が現実問題として極めて困難であるような状況にある市町村」をいう（「逐条解説公職選挙法（中）（ぎょうせい）黒瀬敏文・笠置隆範」1, 446ページ参照）。

この点、市選挙管理委員会に聴取したところ、八千代市の自治会加入率は52%（令和4年4月1日時点）であり、自治組織の協力による有権者の各世帯への配布等が極めて困難であるような状況にあると認められ、また前記のとおり新聞未購読世帯への補完措置も複数講じられていることから、公選法第170条の規定に明らかに違反している事實は認められない。

よつて、申立人の主張には理由がない。

(2) 「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」ことについて

申立人は、重要な判断材料となる選挙公報が多数の有権者世帯に配布されなかったため、有権者及び立候補者の参政権が妨げられたと主張する。

しかし、最高裁判所昭和23年7月29日判決のとおり、無効原因及び選挙の結果に異動を及ぼすおそれに該当する事實は、申立人において立証する責任があるが、申立人は「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」ことについて、独自の主張を述べることであり、選挙公報が多数の有権者世帯に戸別配布されなかったことにより、候補者の当落に、現実が生じたところと異なつた結果が生じた可能性があることにつき、何ら具体的な証拠を示していない。

よつて、申立人の主張には理由がない。

(3) まとめ

以上のとおり、申立人の主張は公選法第205条第1項で規定する「選挙の規程に違反すること」に当たらず、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある」ことにつき具体的な立証もないことから、本件選挙の効力を無効とする申立人の主張にはいづれも理由がない。

よつて、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和5年4月6日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八